

議案第59号

逗子市放課後児童クラブ条例の一部改正について

逗子市放課後児童クラブ条例の一部を次のように改正する。

令和元年12月3日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

逗子市放課後児童クラブ条例（平成23年逗子市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「保育料は、」の次に「開所時間のうち」を加え、「月額12,000円以内」を「月額17,500円以内」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の逗子市放課後児童クラブ条例の規定は、令和2年7月分の保育料から適用し、令和2年6月分までの保育料については、なお従前の例による。

（提案理由）

逗子市放課後児童クラブに係る利用者負担の適正化及び公平性を図るに当たり、改正の要あるため提案する。